

防災対策推進検討会議  
津波避難対策検討ワーキンググループ  
第5回会合

資料2

# 避難支援者の行動のあり方(追加)

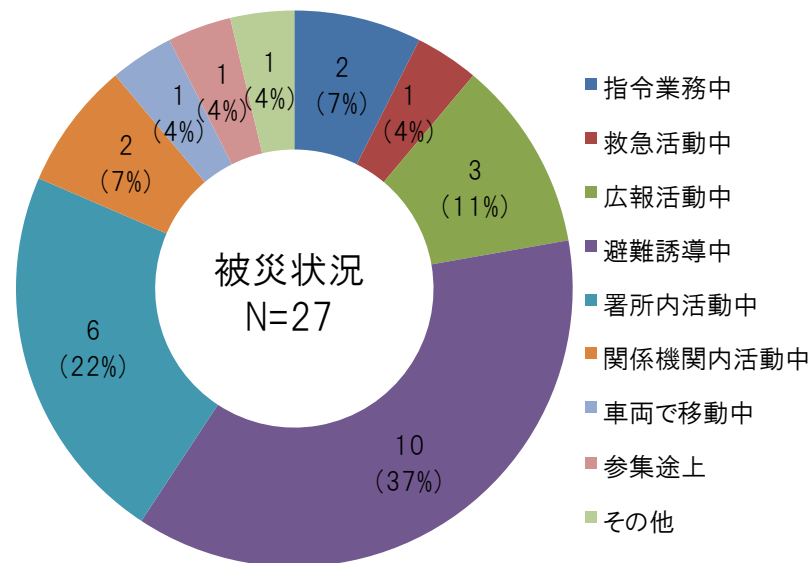
岩手県、宮城県、福島県における消防職員および消防本部の被災状況は、死者・行方不明者27名、建物被害149箇所である。

消防職員の被災時の状況について、活動中に被災した職員が25人と最も多く、なかでも避難誘導中に被災している職員が多い。

消防職員および消防本部の被災状況【第4回WG再掲】  
(平成23年11月11日現在)

|                |          | 内 訳 |     |     | 合計        |
|----------------|----------|-----|-----|-----|-----------|
|                |          | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 |           |
| 人的被害           | 死者(名)    | 8   | 15  | 0   | 23        |
|                | 行方不明者(名) | 0   | 4   | 0   | 4         |
|                | 合計       | 8   | 19  | 0   | <b>27</b> |
| 建物被害(消防本部及び署所) | 全壊       | 5   | 10  | 1   | 16        |
|                | 半壊       | 3   | 6   | 2   | 11        |
|                | 一部損壊     | 10  | 49  | 63  | 122       |
|                | 合計       | 18  | 65  | 66  | 149       |

内 訳  
➡



被災時の状況

平成8年9月に取りまとめられた「学校等の防災体制の充実について 第二次報告」では、学校は、児童等の引渡し方策について、保護者と具体的に協議するなど事前に非常時の連絡手段を整えておくとしている。また、災害発生時に児童等を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合、学校は保護者と連絡をとることとしている。

### 学校等の防災体制の充実について第二次報告(平成8年9月2日)(抜粋)

#### II 学校防災に関する計画作成指針

##### 4 災害時における児童等の安全確保方策

###### (2) 保護者との連絡、引渡し方策

- 学校は保護者に学校防災に関する計画を周知し、児童等の引渡し方策について具体的に協議するなど、非常時における速やかな連絡手段を整えておくものとする。この場合、保護者が昼間家庭にいない場合等についても考慮するものとする。
- 災害の状況等を踏まえ、児童等だけで下校させず、保護者に直接引き渡す場合の具体的方策を別途定めておくものとする。この場合、保護者との連絡がとれないことにより引き渡せない場合等における児童等の保護方策についても考慮するものとする。

#### IV 児童等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル作成指針

##### 2 児童筆の安全確保方策

###### (5) 保護者との連絡及び保護者への児童等の引渡し

- ① 災害発生後、児童等を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童等の安全を確認した後、児童等の引き渡しにつきあらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる(この場合、昼間自宅にいない保護者との連絡方法についても考慮する必要がある)。
  - 保護者との連絡とともに、教育委員会又は災害対策本部へ児童等の安全確認及び引渡しの実施について連絡する。
  - 教育委員会・災害対策本部に対する連絡内容をテレビ・ラジオ等のマスコミに連絡する。
  - 保護者に対する連絡内容をテレビ・ラジオ等のマスコミに連絡し、協力を得る。
- ② 児童等の引渡しを行う場合、保護者との連絡がとれないなどの理由で、保護者への引渡しができない児童等については、学校において保護するものとする。
  - あらかじめ作成しておく児童等の引渡しカードをもとに、人員を確認する。
  - 保護者に引き渡す場合は、カードに引渡しを受けた保護者及び教職員が確認の署名を行う。
  - 引渡しができない児童等を確認し、校内で保護する。なお、このような場合に備え、児童等の個人情報についてプライバシー保護に配慮しつつ、あらかじめ整理しておくものとする。

文部科学省は、東日本大震災を踏まえ、平成24年3月に「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を作成した。児童生徒等の引き渡しと待機については以下のように示している。

## 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き

文部科学省は、東日本大震災を踏まえ、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を作成し、危機管理の各段階に応じたマニュアルの「作成」「見直し」「改善」を行う際の留意点や手順、各種資料等を示している。

### 学校防災マニュアルを作成する項目

| 危機管理の段階  | マニュアルを作成する項目   |
|----------|--|
| 事前の危機管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 体制整備と備蓄</li> <li>● 点検</li> <li>● 避難訓練</li> <li>● 教職員研修等</li> </ul>                                      |
| 発生時の危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全確保のための初期対応</li> <li>● 関連して起こる災害(津波、火災等)への二次対応</li> </ul>  |
| 事後の危機管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安否確認</li> <li>● 対策本部の設置</li> <li>● 引き渡しと待機</li> <li>● 避難所協力</li> <li>● 心のケア</li> <li>● 原子力災害</li> </ul> |

※地震は、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定している。



学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (平成24年3月9日)

## 児童生徒等の引き渡しと待機

### 3-2-9 引き渡しと待機

#### 1 引き渡しの判断

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されます。**あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。**引き渡しの判断時には、児童生徒等の安全を最優先にするため以下のような点に注意が必要です。

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。